

平成 27 年度に実施したエコマーク認定商品に係る 「基準適合試験調査」および「現地監査」結果のお知らせ

平成 28 年 8 月 24 日
公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク事務局が平成 27 年度に実施した基準適合試験調査および現地監査の結果について、以下のとおりお知らせいたします。

1. 基準適合試験調査

本試験調査は、エコマーク認定商品の信頼性を確保するために、平成 21 年度より導入した制度です。エコマーク認定商品のうち任意抽出した製品について、認定基準に係る試験を当協会が第三者試験機関に試験を依頼し、エコマーク認定基準への適合を確認します。なお、必要に応じて現地監査による追加確認等を行う場合があります。

【平成 27 年度に実施した基準適合試験調査の概要①】

- (1) 調査対象 : エコマーク商品類型 No.122 「プリンタ」において認定の 1 社 1 商品^{注1}
- (2) 試験項目 : ①エコマーク表示の確認^{注2}
 - ②揮発性有機化合物の放散に関する試験
 - ③騒音に関する試験認定基準は、別紙のとおり

注 1 : エコマーク事務局が独自に市場から購入。

注 2 : 目視による確認をエコマーク事務局にて実施。

(3) 調査結果 :

上記試験の結果は、以下のとおりです。

①エコマーク表示について

すべて適正で、エコマーク認定商品の認定基準への適合を確認しました。

②揮発性有機化合物の放散に関する試験について

プリンタ動作中の総揮発性有機化合物 (TVOC) を測定し、エコマーク認定商品の認定基準への適合を確認しました。

③騒音に関する試験について

プリンタの騒音に関する試験を行い、エコマーク認定商品の認定基準への適合を確認しました。

【平成 27 年度に実施した基準適合試験調査の概要②】

- (1) 調査対象 : エコマーク商品類型 No.112 「文具・事務用品」、No.118 「プラスチック製品」、No.128 「日用品」において認定の 34 社 40 商品^{注1}
- (2) 試験項目 : ①エコマーク表示の確認^{注2}

②有害物質の含有等に関する試験
認定基準は、別紙のとおり

注1：エコマーク事務局が独自に市場から購入。

注2：目視による確認をエコマーク事務局にて実施。

(3) 調査結果：

上記試験の結果は、以下のとおりです。

①エコマーク表示について

すべて適正で、エコマーク認定商品の認定基準への適合を確認しました。

②有害物質の含有等に関する試験について

製品中の有害物質の含有等に関する試験を行い、エコマーク認定商品の認定基準への適合を確認しました。

【平成27年度に実施した基準適合試験調査の概要③】

(1) 調査対象：エコマーク商品類型 No.126「塗料」において認定の7社9商品^{注1}

(2) 試験項目：①エコマーク表示の確認^{注2}

②揮発性有機化合物の添加に関する試験

認定基準は、別紙のとおり

注1：エコマーク事務局が独自に市場から購入。

注2：目視による確認をエコマーク事務局にて実施。

(3) 調査結果：

上記試験の結果は、以下のとおりです。

①エコマーク表示について

すべて適正で、エコマーク認定商品の認定基準への適合を確認しました。

②揮発性有機化合物の添加に関する試験について

製品中の揮発性有機化合物の含有に関するスクリーニング試験を行い、エコマーク認定商品の認定基準への適合を確認しました。このうち、試験結果に基づき追加調査が必要と判断された1社1商品については、追加調査を行い、調査結果に基づいて是正しました。

2. 現地監査

本現地監査は、エコマーク認定商品の信頼性を確保するために、毎年実施している制度です。昨年度の監査結果について、以下のとおりお知らせします。

【平成27年度に実施した現地監査の概要】

○監査対象：49社89商品

○監査内容：エコマーク商品の基準適合状況の確認（認定審査後における原材料、再生材料などの配合割合や製造加工工程などの仕様変更の有無。追加・変更手続き要否など、エ

コマーク商品の製造・管理体制。エコマークの適正表示など)、および出荷・管理体制などの確認を行いました。また、このうち1件については、前年度実施の監査結果に基づき、再監査を行ったものです。

○監査結果 : 現地監査の結果、すべての商品において、エコマーク認定基準への適合が確認されました。

以上

本件に関するお問い合わせ
エコマーク事務局

総務・契約監査課長 相原
担当 佐野

TEL: 03(5643)6255

別紙

エコマーク商品類型 No.122 「プリンタ」

(24) プリンタ動作中の総揮発性有機化合物(TVOC)を測定し測定値を記録しておくこと。なお測定方法はブルーエンジェル(RAL-UZ-122の付録2またはRAL-UZ171の付録S-M)に記載するものとし、その他の条件は表2に従うこと。

カラー機器については、カラー印刷および白黒印刷による測定値を提出すること。カラー印刷時における放散速度が $\leq 10\text{mg/h}$ の場合は、白黒印刷時の測定を省略してよい。なお、ここでTVOCとは、RAL-UZ-122もしくはRAL-UZ171に基づき、測定室内の空気中からガスクロマトグラフにおける分析において、非極性カラム上でn-ヘキサンからn-ヘキサデカンを含む間で検出される揮発性有機化合物の総量とする。

【証明方法】

本項目への適合および測定終了日を付属証明書に記載すること。および事務局の求めに応じてブルーエンジェルの測定方法で測定された実測値を証明書(記入例4)に記載し、申込み機種ごとに提出すること。なお、同一シリーズ機において、最高速度の機種の放散量が $\leq 10\text{mg/h}$ の場合は、それ以下の速度の機種については試験を省略してよい。

また、分析試験場名・試験所の所在地・ISO9001(一致規格JIS Q9001)登録あるいは、ISO/IEC17025(一致規格JIS Q17025)適合の情報を付属証明書に記載すること。

(34) 騒音はISO7779(一致規格JIS X7779)に規定する測定方法に従い得られた実測値に基づき、ISO9296(一致規格、JIS X 7778)の規定する「表示A特性音響パワーレベル $L_{WA,d}$ 」の値が、白黒動作中、およびカラー機器のカラー動作中の各々について表4を満足すること。ただし、作動モードは片面プリントとする。なお、インクジェット方式の大判機については、JBMS-74-2に規定する測定方法に従うこと。

なお、大判機以外のカラー印字については、JBMS-74-1に規定するカラーパターンを使用すること。

印刷速度 > 70 の製品およびインクジェット方式の大判機にあつては、本項目を適用しないが、参考値として同様の方法に基づいた「表示A特性音響パワーレベル $L_{WA,d}$ 」を提出すること。

インクジェット方式および感熱方式の大判機の印刷枚数(白黒およびカラー)はA4判に換算してよいものとする(エナジースターによる)。また、インクジェット方式および感熱方式の小型機の印刷枚数(白黒およびカラー)も同様にA4換算してもよい。なお、インクジェット方式の印刷速度は各社設定条件による。

【証明方法】

ISO7779(一致規格JIS X 7779)、JBMS-74-2に従い、得られた実測値に基づきISO9296(一致規格JIS X 7778)の規定する表示A特性音響パワーレベルを証明書(記入例4)に記載し、提出すること。ブルーエンジェルの認定商品と同一の製品にあつては、RAL-UZ122の3.5あるいはRAL-UZ171の3.5.1に記載する方法によって得られた実測値に基づき、ISO9296(一致規格JIS X 7778)の規定する表示A特性音響パワーレベルを証明書(記入例4)に記載し、提出すること。

申込み時の提出が困難である場合、「実測値に基づきISO9296(一致規格JIS X 7778)の規定する表示A特性音響パワーレベルを記載した証明書をエコマーク使用契約締結までに提出すること、基準に適合しない場合、エコマーク使用契約締結をしない」旨を明記した念書を提出すること。

また、分析試験所名・試験所の所在地・ISO9001(一致規格JIS Q9001:2000)認定あるいは、ISO/IEC17025(一致規格JIS Q17025:2000)適合の情報を付属証明書に記載すること。

表 4 騒音に係る基準

	表示A特性音響パワーレベル L_{Wad} (B)	
	白黒	カラー
インクジェット方式 ・感熱方式	$\leq 0.035 \times S_{bw} + 5.9$ かつ ≤ 7.5	パラレル機： $\leq 0.03 \times S_{co} + 6.1$ かつ ≤ 7.5
ドットインパクト方式	≤ 7.2	—

S_{bw} : 白黒印刷時の印刷速度, S_{co} : カラー印刷時の印刷速度

エコマーク商品類型 No.112「文具・事務用品」、No.118「プラスチック製品」、No.128「日用品」

エコマーク商品類型No.118「プラスチック製品version2.X」

(8) 製品の処方構成成分としてカドミウム、鉛、六価クロム、水銀およびそれらの化合物を添加しないこと。

【証明方法】

製品の製造において、該当する化学物質が処方構成成分として添加していないことを示す証明書を提出すること。

エコマーク商品類型No.118「プラスチック製品version2.X」

(11) 製品全体（金属・紙などの他材料は除く）から溶出する化学物質について、土壌汚染対策法施行規則（平成14年、環境省令第29号）別表第三に挙げられたカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、PCB、ベンゼン、セレンの8項目に関する溶出量を満たすこと。ただし、ISO8124-3（一致規格：88/378/EEC EN71-3）の溶出試験を実施し、その結果を報告する製品においては、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレンについて、重ねて試験を実施する必要はない。

【証明方法】

製品が、該当する有害物質の要件を満たすことの試験結果を提出すること

エコマーク商品類型No.128「日用品version2.X」

(19) プラスチックは、法令および業界自主基準などとして定められている重金属などの有害化学物質などを処方構成成分として含まないこと。

プラスチック添加物としては、ポリオレフィン等衛生協議会などの各業界毎に自主基準で定められているポジティブリストに従うこと。

プラスチック色材として、重金属の含有量および溶出量については、ポリオレフィン等衛生協議会の「色材の規格基準」に適合すること。

【証明方法】

原材料供給者による証明、または第三者試験機関により実施された試験結果の証明書を提出すること。ただし、すべての原材料について、該当する化学物質を処方構成成分として含まない場合、その化学物質については、原材料供給者および申込者による、含まないことの証明ができる書類でも可とする。

食器(31) 食品衛生法に定めるカドミウムおよび鉛などの溶出試験に適合すること。また、古紙または再生プラスチックを使用する食品用器具にあつては、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第7号）、または「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第2号）に基づいて安全性の確保を図っていること。

【証明方法】

食品衛生法に基づく試験結果を提出すること。また、古紙または再生プラスチックを使用する食品用器具にあつては、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第7号）、または「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第2号）に基づいて安全性の確保を図っていることを示す文書を提出すること。

台所用品等(37) 飲食器（中略）器具は、食品衛生法に定めるカドミウムおよび鉛などの溶出試験に適合すること。また、古紙または再生プラスチックを使用する食品用器具にあつては、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第7号）、または「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第2号）に基づいて安全性の確保を図っていること。

【証明方法】

食品衛生法に基づく試験結果を提出すること。また、古紙または再生プラスチックを使用する食品用器具にあつては、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第7号）、または「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第2号）に基づいて安全性の確保を図っていることを示す文書を提出すること。

エコマーク商品類型 No.126 「塗料」

エコマーク商品類型No.126 「塗料version2.X」

- (1) 製品の処方構成成分として芳香族炭化水素系溶剤（トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン、およびベンゼン）を表2の数値以上添加していないこと。
 1液1粉型の塗料においては、液について、エマルションは水系塗料、溶剤は溶剤系塗料の数値以上添加しないこと。
 多液型の塗料においては、混合後の数値が表2に適合していること。
 塗装現場において希釈するタイプの塗料は、メーカー推奨の溶剤、希釈率で希釈後の数値が表2に適合していること。

表2 塗料中の芳香族炭化水素系溶剤の使用割合

塗料	芳香族炭化水素系溶剤の使用割合	
溶剤系塗料		10g/リットル未満
水系塗料	エマルション塗料	1g/リットル未満
	その他(電着塗料など)	10g/リットル未満

- (2) 製品の処方構成成分としてVOC（沸点範囲23～260℃）を表3の数値以上添加しないこと。
 ただし、内装用として使用される製品はV1の数値以上添加しないこと。また、水系塗料のうち屋外で使用される製品はV2の数値以上添加しないこと。

表3 塗料中のVOC成分の割合

塗料	VOC成分の重量割合	
溶剤系塗料		10g/リットル未満
水系塗料	V1	1g/リットル未満
	V2	10g/リットル未満

【証明方法】

塗料製造事業者の発行する塗料成分表（記入表A）またはISO11890-1またはISO11890-2に定める試験結果を提出すること。芳香族炭化水素系溶剤およびVOCの添加量に幅がある場合は最大値となるものについて提出すること。

多液型の塗料および塗装現場で希釈して使用するタイプの塗料において、芳香族炭化水素系溶剤およびVOCは、混合前の含有量を液ごとに記載し、混合比で計算し、混合した液の含有量を提出すること。ただし、混合比率にあいまいな点がある製品（主剤1に対して硬化剤0.1～0.2の比率とする、温度によって混合比率を調節するなど）は、芳香族炭化水素系溶剤およびVOCの含有量が最も多くなる条件の混合比で計算し、混合した液の含有量を提出すること。

塗装現場において希釈しているタイプの塗料は、「この塗料はメーカー推奨の溶剤を使用した場合、希釈率〇〇%で塗装できるように設計されていますので、希釈率を守って使用してください」などのメーカー推奨の溶剤、希釈率を記載した取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットの表示箇所を提出すること。